

第3次練馬区立中学校選択制度検証委員会
資料集

目次

練馬区立学校選択制度実施要領	2
練馬区立中学校選択制度の実施状況	5
中学校選択制度利用状況と割合の推移	6
学校を選択した主な理由	7
受入可能人数と抽選校の推移	8
23 区の学校選択制度の実施状況	9
過去の検証委員会について（概要）	10
平成 27 年度～令和元年度 生徒数・学級数一覧表	11
練馬区立中学校の学校規模（通常級）	12
指定校変更の審査に係る事務処理基準	13
学校選択制度と指定校変更制度	18
入部可能な部活動一覧表	20
学校教育法施行令・施行規則（抜粋）	21
通学区域制度の弾力的運用について（文科省通知）	23
学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化について（文科省通知）	28

練馬区立中学校選択制度実施要領

1 学校選択制度の目的

- ・ 保護者と児童との学校選択の意思を尊重し、子供たち一人一人が自らに適した教育環境で、個性や能力を伸ばすことを推進する。
- ・ 特色ある学校・学ぶことが楽しい魅力ある学校・開かれた学校づくりを推進し、区立中学校の活性化を図る。
- ・ 現行の通学区域と指定校変更の制度を維持しながら、より一層弾力的で、公平性や透明性の確保された制度を実現する。

2 実施時期

平成28年4月以降の新1年生を対象に、平成27年度から手続きを開始する。

3 対象者および対象者として扱うもの

基準日（毎年10月1日）現在、区内に住所を有する次年度入学の新1年生とする。ただし、基準日の翌日から別に教育委員会が定める「選択希望票」の提出締切日までに転入の届出を行い、「選択希望票」の提出を行った次年度入学の新1年生は、対象者として取り扱うものとする。

4 選択できる範囲

区内全区立中学校（以下「学校」という。）を選択の対象とする。ただし、通学区域外からの生徒を受け入れることができない中学校については、通学区域外の児童は選択することができない。

5 受け入れ可能生徒数

(1) 学校の受け入れ可能生徒数は40人（1学級）を基本とする。ただし、学校施設の状況、今後の通学区域内学齢者数、選択希望者数・入学者数の実績、通学区域内外

の生徒数の割合等を勘案し、必要に応じて受け入れ可能生徒数を拡大および縮小することができる。なお、この場合には、少人数学習や総合的な学習の時間等、多様な学習形態が進むことを考慮し、学校と教育委員会が十分協議し決定する。

(2) 通学区域内の学齢者数が多く、区立以外の中学校（国立・都立・私立中学校等）への進学想定者数を差し引いても、通学区域外からの生徒を受け入れると学級数が増加する可能性が高く、教室数の不足や学校規模の過大化等、学校経営に支障をきたす恐れがある場合には、通学区域外からの生徒の受け入れを取りやめることができる。

(3) 学校選択制度の実施に伴う教室の増築は原則として行わない。

6 学校情報の公開

・ 学校公開

授業公開や校内見学を全校で実施する。実施にあたっては、保護者・児童が参加しやすい実施日、時間、方法等について配慮する。

・ 学校案内

学校案内の冊子を作成し、保護者・児童に配布する。また、教育委員会窓口および区立施設等で閲覧できるよう配備する。

・ 学校ホームページ

全校でホームページを作成し、学校情報を公開する。

・ 教育委員会ホームページ

学校公開等、各中学校における公開可能な行事等について教育委員会ホームページへ掲載し、保護者・児童への周知を図る。

また、学校案内については、対象となる保護者・児童以外にも見られるよう教育委員会ホームページに掲載する。

7 抽選

特定の学校に通学区域外からの入学希望が集中し、希望者全員が入学できない場合、または受け入れ可能生徒数に対し希望者が多く、辞退者数および転出者数を見込んでもなお一定数超過する場合は、抽選により入学者を決定する。

・ 抽選の対象者

対象者は、通学区域外からの希望者とする。また、双子等の兄弟姉妹が同一の学校を選択した場合は1組として扱う。

・ 抽選方法

抽選番号を児童氏名のアイウエオ順に付番し、公開抽選する。

・ 当選とならなかった者

抽選により当選とならなかった場合には、教育委員会は通学区域の学校を指定するものとする。

8 区内転居および区外転出

- ・ 区内転居

基準日（毎年10月1日）の翌日以降に区内転居した者は、基準日における通学区域の学校を希望することにより入学することができる。

また、希望票提出締切日の翌日以降に区内転居した者は、希望した学校または転居後の通学区域の学校を選択することができる。ただし、希望した学校が抽選となり、当選とならなかった場合は、転居前の通学区域の学校または転居後の通学区域の学校を選択することができる。

- ・ 区外転出

基準日（毎年10月1日）の翌日以降に区外転出した者は、学校選択制度の対象としない。

9 特例措置

- ・ 教育委員会で議決した計画および当該計画に基づき実施する事業において、学校選択制度に関する特例措置または経過措置が定められている場合には、本要領の規定にかかわらず、その計画および事業を優先するものとする。

10 留意事項

- ・ 学校選択の結果を区立中学校の統廃合や適正配置の目的とはしない。
- ・ 通学区域制度および指定校変更制度は継続する。学校選択制度においても、通学区域内の学校には無抽選で入学できることとする。
- ・ 「選択希望票の提出締切日」以降の転入者については、通学区域の学校へ就学するか、通学区域の学校以外の学校へ指定校変更の申請をすることができる。
- ・ 学校を選択するにあたっては、通学距離や通学方法を十分考慮し、生徒に無理のない選択を行うよう保護者へ周知する。
- ・ 通学は徒歩または公共交通機関利用を原則とし、自転車利用は認めない。

練馬区立中学校選択制度の実施状況（平成27年度～令和元年度入学）

学校名	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					令和元年度				
	学齢者 (人)	入学者 (人)	学校選択状況			学齢者 (人)	入学者 (人)	学校選択状況			学齢者 (人)	入学者 (人)	学校選択状況			学齢者 (人)	入学者 (人)	学校選択状況			学齢者 (人)	入学者 (人)	学校選択状況		
			入学者 (人)	入学率 (%)	希望者 (人)																				
旭丘	80	62	8	12.9	14	87	52	5	9.6	10	81	55	8	14.5	14	76	51	4	7.8	6	75	44	8	18.2	10
豊玉	153	86	3	3.5	4	170	90	6	6.7	6	168	79	5	6.3	6	156	100	8	8.0	8	174	79	6	7.6	9
豊玉第二	98	56	5	8.9	9	103	72	8	11.1	11	91	61	11	18.0	12	83	47	7	14.9	8	102	74	15	20.3	23
中村	234	169	19	11.2	34	216	157	22	14.0	58	222	180	26	14.4	60	196	146	12	8.2	26	233	173	29	16.8	51
開進第一	285	187	17	9.1	29	267	176	25	14.2	36	234	159	23	14.5	26	230	142	14	9.9	26	260	160	18	11.3	29
開進第二	162	171	50	29.2	94	150	113	47	41.6	84	150	154	40	26.0	82	122	84	23	27.4	52	146	133	33	24.8	86
開進第三	146	133	41	30.8	74	159	119	43	36.1	83	162	120	26	21.7	47	151	113	25	22.1	52	160	110	24	21.8	48
開進第四	192	123	12	9.8	14	185	110	14	12.7	20	191	132	19	14.4	23	153	99	16	16.2	20	194	155	19	12.3	27
北町	122	102	12	11.8	13	145	113	11	9.7	14	116	93	10	10.8	13	117	110	20	18.2	26	135	119	14	11.8	19
練馬	251	155	14	9.0	15	223	129	22	17.1	26	211	147	17	11.6	26	204	143	25	17.5	32	203	122	18	14.8	21
練馬東	192	165	41	24.8	54	188	145	35	24.1	46	159	143	43	30.1	53	139	106	25	23.6	33	159	131	33	25.2	45
貫井	140	101	14	13.9	20	155	93	12	12.9	16	166	121	16	13.2	19	158	122	13	10.7	16	178	125	12	9.6	19
田柄	152	142	38	26.8	50	175	161	36	22.4	48	185	171	37	21.6	44	168	147	24	16.3	36	141	132	40	30.3	52
豊溪	83	55	5	9.1	6	89	50	4	8.0	6	92	50	3	6.0	3	82	36	3	8.3	4	85	36	3	8.3	8
光が丘第一	58	104	61	58.7	66	38	80	67	83.8	94	42	82	37	45.1	77	41	83	42	50.6	76	38	84	33	39.3	86
光が丘第二	72	100	52	52.0	67	62	100	60	60.0	79	62	83	34	41.0	59	72	95	32	33.7	70	74	91	32	35.2	80
光が丘第三	76	104	54	51.9	76	80	106	51	48.1	82	64	129	78	60.5	117	76	111	68	61.3	110	189	142	29	20.4	47
光が丘第四	119	41	4	9.8	5	95	24	1	4.2	1	116	0	0	0	1	107	0	0	0	0	189	142	29	20.4	47
石神井	265	239	46	19.2	79	244	212	73	34.4	120	254	198	13	6.6	99	238	216	31	14.4	96	264	197	22	11.2	96
石神井東	260	200	34	17.0	54	246	191	44	23.0	71	217	153	21	13.7	34	236	167	22	13.2	38	249	196	37	18.9	62
石神井西	265	211	28	13.3	45	274	210	27	12.9	37	272	238	39	16.4	60	243	187	17	9.1	34	281	236	23	9.7	31
石神井南	144	122	14	11.5	21	146	115	6	5.2	11	148	111	7	6.3	11	149	124	6	4.8	12	135	117	9	7.7	16
上石神井	172	141	37	26.2	49	158	138	44	31.9	55	156	152	41	27.0	54	143	103	24	23.3	40	126	98	27	27.6	45
南が丘	136	73	10	13.7	13	142	95	5	5.3	9	132	88	9	10.2	12	147	104	11	10.6	14	150	83	5	6.0	7
谷原	194	149	27	18.1	34	219	140	14	10.0	15	187	124	11	8.9	12	237	170	27	15.9	31	222	147	16	10.9	21
三原台	239	166	20	12.0	24	229	183	23	12.6	28	257	196	21	10.7	31	223	176	31	17.6	32	225	154	20	13.0	29
大泉	285	233	13	5.6	76	296	246	45	18.3	69	253	218	14	6.4	93	318	251	6	2.4	107	297	255	28	11.0	106
大泉第二	257	181	18	9.9	23	232	187	17	9.1	20	228	151	12	7.9	17	230	163	14	8.6	19	230	166	21	12.7	27
大泉西	218	167	6	3.6	7	228	176	7	4.0	7	215	175	7	4.0	8	195	144	5	3.5	6	212	152	4	2.6	4
大泉北	148	172	63	36.6	71	161	142	33	23.2	36	142	135	40	29.6	48	148	135	27	20.0	34	153	132	30	22.7	37
大泉学園	166	155	28	18.1	39	179	165	31	18.8	43	148	152	37	24.3	48	157	149	28	18.8	42	167	182	46	25.3	61
大泉学園桜	105	75	8	10.7	11	121	87	8	9.2	15	103	72	7	9.7	13	107	79	11	13.9	15	133	79	9	11.4	10
関	272	156	14	9.0	18	286	189	14	7.4	23	278	168	13	7.7	24	253	162	14	8.6	19	255	164	16	9.8	18
八坂	181	66	2	3.0	3	161	81	0	0.0	0	167	73	1	1.4	3	168	69	1	1.4	1	169	86	1	1.2	1
	5,922	4,562	818	17.9	1,211	5,909	4,447	860	19.3	1,279	5,669	4,363	726	16.6	1,249	5,523	4,134	636	15.4	1,141	5,814	4,354	680	15.6	1,231

各年度前年の10月1日現在、通学区域内の学齢簿上の新1年生数

各年度5月1日現在の新1年生数

学校選択制度による入学者数（ の内数）

の入学者に対する の割合（ / ）

通学区域外からの当初希望者数

と の差は、国都私立中への抜けや抽選会実施による減少

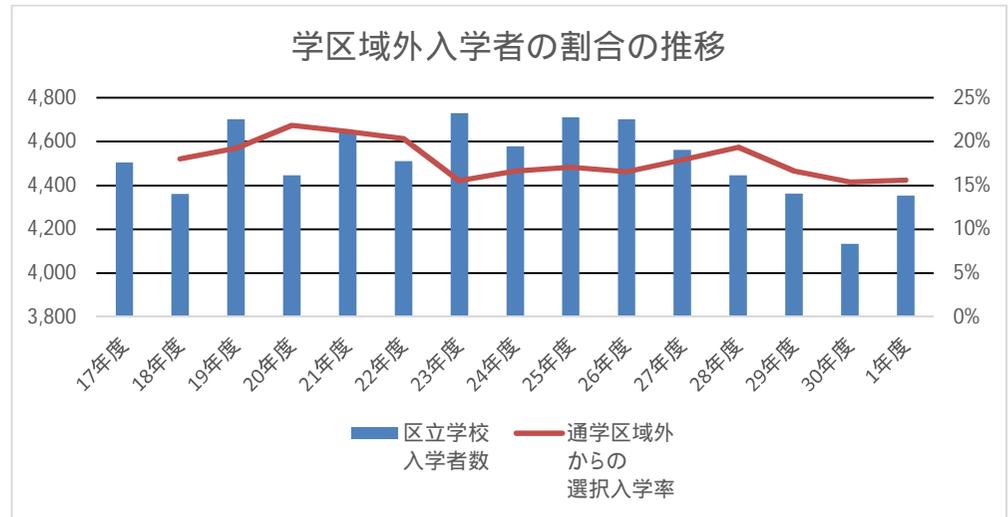
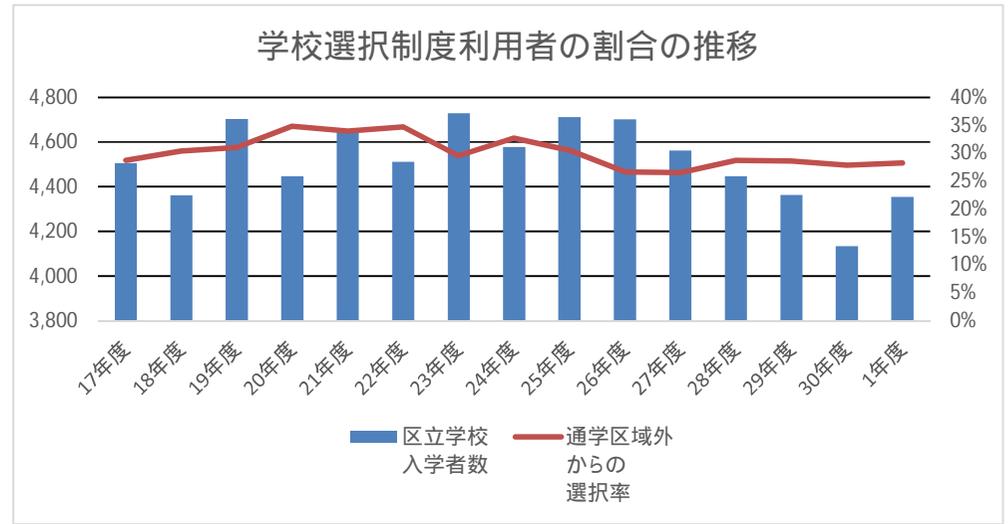
光が丘第四中学校(平成30年度閉校)：学齢者数は通学区域となる光が丘第三中学校に算入

小中学校の国都私立学校への入学率

入学年度	小学校			中学校		
	学齢簿登載者数(10/1)	国都私立入学者数	入学率	学齢簿登載者数(10/1)	国都私立入学者数	入学率
H27	5,885	219	3.7%	5,922	1,210	20.4%
H28	5,720	228	4.0%	5,909	1,314	22.2%
H29	5,875	234	4.0%	5,669	1,215	21.4%
H30	5,606	201	3.6%	5,523	1,218	22.1%
R1	5,760	213	3.7%	5,814	1,273	21.9%
平均	5,769	219	(3.8%)	5,767	1,246	(21.6%)

中学校選択制度利用状況と割合の推移

	入学年度	区立学校 入学者数	通学区域外 からの 選択者数	通学区域外 からの 選択率	通学区域外 からの 選択入学者数	通学区域外 からの 選択入学率
1	17年度	4,505	1,294	28.7%		
2	18年度	4,361	1,326	30.4%	786	18.0%
3	19年度	4,702	1,460	31.1%	905	19.2%
4	20年度	4,446	1,549	34.8%	971	21.8%
5	21年度	4,642	1,577	34.0%	982	21.2%
6	22年度	4,511	1,566	34.7%	918	20.4%
7	23年度	4,729	1,397	29.5%	735	15.5%
8	24年度	4,578	1,497	32.7%	762	16.6%
9	25年度	4,711	1,438	30.5%	804	17.1%
10	26年度	4,701	1,252	26.6%	779	16.6%
11	27年度	4,562	1,211	26.5%	818	17.9%
12	28年度	4,447	1,279	28.8%	860	19.3%
13	29年度	4,363	1,249	28.6%	726	16.6%
14	30年度	4,134	1,152	27.9%	636	15.4%
15	1年度	4,354	1,231	28.3%	680	15.6%
合計(平均)		67,746	20,478	(30.2%)	11,362	(16.8%)



< 学校を選択した主な理由 >

選択希望票内のアンケート結果。選択は1つのみ。（令和元年度入学）

理 由	区域内		区域外		総計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
学校が近い、通学がしやすいから	2089	47.1%	216	17.5%	2305	40.7%
兄・姉が通っている、通っていたから	780	17.6%	198	16.0%	978	17.3%
友達がその学校に行くから	587	13.2%	200	16.2%	787	13.9%
その他・未記入	661	14.9%	105	8.5%	766	13.5%
希望する部活動があるから	98	2.2%	226	18.3%	324	5.7%
雰囲気がいいため	92	2.1%	89	7.2%	181	3.2%
新たな人間関係を作りたいから	33	0.7%	112	9.1%	145	2.6%
建物・学校の環境がいいため	76	1.7%	54	4.4%	130	2.3%
学校規模(生徒数・学級数)が合っているから	13	0.3%	31	2.5%	44	0.8%
制服(標準服)がいいため	4	0.1%	5	0.4%	9	0.2%
総計	4433		1236		5669	

その他理由

（区域内）

- ・学区で特に不満がないため
- ・友人のほとんどが学区に行くため

（区域外）

- ・学区内へ転居する予定がある
- ・学校説明会の内容がよかったため
- ・支援学級があるため

受入可能人数と抽選校の推移

	学 校 名	27年度入学	28年度入学	29年度入学	30年度入学	元年度入学
1	旭 丘	40	40	40	40	40
2	豊 玉	40	40	40	40	40
3	豊 玉 第 二	40	40	40	40	40
4	中 村	30	40	40	40	40
5	開 進 第 一	40	40	40	40	40
6	開 進 第 二	40	40	40	40	40
7	開 進 第 三	40	40	40	40	40
8	開 進 第 四	40	40	40	40	40
9	北 町	40	40	40	40	40
10	練 馬	40	40	40	40	40
11	練 馬 東	40	40	40	40	40
12	貫 井	40	40	40	40	40
13	田 柄	40	40	40	40	40
14	豊 溪	40	40	40	40	40
15	光 が 丘 第 一	40	40	40	40	40
16	光 が 丘 第 二	40	40	40	40	40
17	光 が 丘 第 三	40	40	40	40	40
18	光 が 丘 第 四	40	40	40	(閉校)	
19	石 神 井	40	40	20	40	30
20	石 神 井 東	40	30	40	40	40
21	石 神 井 西	40	40	40	40	30
22	石 神 井 南	40	40	40	40	40
23	上 石 神 井	40	40	40	40	40
24	南 が 丘	40	40	40	40	40
25	谷 原	40	40	40	40	20
26	三 原 台	20	20	20	30	40
27	大 泉	10	10	20	10	30
28	大 泉 第 二	40	40	40	40	40
29	大 泉 西	40	40	40	40	40
30	大 泉 北	40	40	40	40	40
31	大 泉 学 園	30	40	40	40	40
32	大 泉 学 園 桜	40	40	40	40	40
33	関	20	30	40	40	40
34	八 坂	40	40	40	40	40
合 計		1270	1,290	1,300	1,280	1,270
抽選校数		2	9	7	4	7

23区の学校選択制度の実施状況

	小学校			中学校		
	学校数	実施の有無	実施形態	学校数	実施の有無	実施形態
練馬	65	×		33		自由選択制
千代田	8	×		2		自由選択制
新宿	29	×		10		自由選択制
文京	20	×		10		自由選択制
台東	19	×		7		自由選択制
目黒	22	×		9		隣接区域選択制
中央	16		特認校制 (施設に余裕がある学校)	4		自由選択制
港	18		隣接区域選択制	10		自由選択制
墨田	25		隣接区域選択制	10		自由選択制
江東	45		自由選択制 (原則徒歩30分以内の範囲)	23		自由選択制
品川	31		ブロック選択制 (区内4ブロック)	9		自由選択制
渋谷	18		自由選択制	8		自由選択制
豊島	22		隣接区域選択制	8		隣接区域選択制
荒川	24		隣接区域選択制	10		自由選択制
板橋	51		隣接区域選択制	22		自由選択制
足立	69		隣接区域選択制	35		自由選択制
江戸川	71		自由選択制 (原則1.2km圏内)	33		自由選択制
大田	59	×		28	×	
世田谷	61	×		29	×	
中野	23	×		10	×	
杉並	41	×		23	×	
北	35	×		12	×	
葛飾	49	×		24	×	
実施区数		11			17	自由選択制 15 その他 2

...実施している × ...実施していない
学校数は令和元年度入学時点

(平成30年6月 東京都 教育に関する各種調査より)

＜ 過去の検証委員会について（概要） ＞

1 第1次検証委員会（平成20年7月）

課題	提言	答申後
生徒数（学校規模）の差の広がり	○受け入れ人数枠の明確化と抽選の実施 ○指定校変更制度の周知	21年3月 教育委員会で中学校選択制度の改善策を決定 22年度入学の学校選択制度において改善策を実施 ○受け入れ人数枠は原則40人（1学級）に設定 ○受け入れ人数枠を超える希望の場合は抽選 ○指定校変更承認基準の明確化（改正）など
学校の特色・魅力づくり・活性化	○教員の意識向上 ○保護者・地域・小学校との連携 ○教育委員会の支援	
情報発信	○制度の趣旨等の情報充実 ○学校案内冊子・学校ホームページの充実 ○学校公開、学校説明会の充実 ○小学校における説明会の開催	
通学の安全の確保	○通学経路等の把握と指導の徹底 ○安全対策の周知・徹底 ○部活動等の再登校の見直し	

2 第2次検証委員会（平成26年3月）

課題	提言	答申後
生徒数（学校規模）の差と小規模校対策	○受け入れ人数枠を超えた場合の抽選の徹底 ○補欠の取扱いの見直し	26年9月 中学校選択制度検討会議の設置(3回開催) 27年1月 教育委員会へ検討結果を報告 28年度入学の学校選択制度において改善策を実施 ○受け入れ人数40人の明確化と補欠の廃止 ○小規模校への支援の継続
保護者・地域と選択制度	○保護者や地域へ対して、学校への関心を喚起し、学校行事等への協力を促す働きかけ ○災害時の生徒の安全確保等の対応を検討 ○学校公開や学校行事の公開等に参加しやすい工夫や在校生・保護者の声が伝えられる取組みを検討	
学校運営と選択制度	○学級編制の早期化の検討 ○特別な事情のある生徒の8条申請の受付時期の検討	

平成27年度～令和元年度 生徒数・学級数一覧表 (5月1日現在)

中学校	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	生徒数	学級数								
旭 丘	164	6	160	6	170	6	158	6	149	6
豊 玉	264	8	273	9	259	9	278	9	268	9
豊玉第二	187	6	189	6	187	6	181	6	183	6
中 村	525	15	489	15	509	15	487	15	499	14
開進第一	562	15	556	15	524	14	475	13	467	13
開進第二	508	15	448	14	434	13	346	10	375	11
開進第三	422	12	401	12	372	11	356	12	345	11
開進第四	362	11	341	11	367	11	342	10	387	12
北 町	325	9	326	9	309	9	316	9	320	9
練 馬	445	12	440	12	439	12	424	12	417	12
練馬東	464	13	464	14	452	13	392	11	381	11
貫 井	375	11	328	10	322	10	344	11	373	12
田 柄	481	14	482	14	475	13	469	14	443	13
豊 溪	164	6	155	6	152	6	137	5	122	4
光が丘第一	291	9	281	9	266	8	241	8	248	9
光が丘第二	329	10	307	9	283	9	277	9	265	9
光が丘第三	287	9	295	9	338	10	346	10	385	11
光が丘第四	148	6	114	4	67	3	24	1	(閉校)	
石神井	655	18	645	17	649	18	633	17	615	18
石神井東	507	15	566	15	543	14	518	14	516	14
石神井西	652	18	635	18	661	18	636	17	666	17
石神井南	394	12	371	11	351	11	350	10	353	11
上石神井	400	12	412	12	438	12	402	11	352	10
南が丘	239	8	260	8	257	8	287	9	273	9
谷 原	404	11	432	12	414	12	439	13	441	13
三原台	583	17	565	17	551	16	555	16	528	15
大 泉	725	20	725	20	700	19	720	20	728	20
大泉第二	565	16	575	16	524	14	506	14	487	14
大泉西	552	15	534	15	521	15	499	14	471	13
大泉北	503	15	480	15	453	13	415	12	405	12
大泉学園	509	14	486	14	468	13	463	13	488	13
大泉桜学園	232	8	237	7	234	8	236	8	227	7
関	522	15	540	15	518	14	522	15	492	14
八 坂	256	8	236	8	217	7	222	7	229	7
合 計	14,001	409	13,748	404	13,424	390	12,996	381	12,898	379

練馬区立中学校の学校規模（通常級）

学校規模の基準

練馬区教育委員会事務局では、平成29年2月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」により、区立小・中学校の適正規模を12～18学級に定めている。

適正規模を下回る学校（小学校・中学校いずれも11学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校25学級以上、中学校19学級以上）を「過大規模校」と呼んでいる。

国では、学級数の標準規模を、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」としている。（学校教育法施行規則）

学校規模の現状

練馬区立中学校の学校規模は、11学級以下の小規模校が16校（48.5%）、12～18学級の適正規模校が16校（48.5%）、19学級を上回る大規模校が1校（3%）である。小規模校のうち、1校は単学級の学年がある。

< 学校規模の状況 >

令和元年5月1日現在

規 模	校 数	割 合
小規模校(11学級以下)	16校	48.5%
内、単学級が発生している学校	(1校)	(3%)
適正規模校(12～18学級)	16校	48.5%
大規模校(19学級以上)	1校	3%

指定校変更の審査に係る事務処理基準

平成14年10月28日

練教学学発第606号

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条および練馬区立学校通学区域に関する規則(昭和59年教規則第1号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、練馬区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する練馬区立小学校または中学校の変更(以下「指定校変更」という。)に係る審査について、必要な承認基準および事務処理手続きを定めるものとする。

(保護者の申立て)

第2条 保護者は、教育委員会に指定校変更を申し立てることができる。

2 前項の申立てを行おうとする保護者(以下「申請者」という。)は、指定校変更申請書に別表1に定める承認基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(承認基準)

第3条 教育委員会は、前条に規定する申立てを受理したときは、別表1に定める承認基準により審査を行い、指定校変更の申立てを承認することができる。ただし、別表1の承認基準に規定のない事由の場合は、従来承認事例を参考に個別に判断するものとする。

(意見照会等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更を承認する場合には、必要に応じて、関係学校長およびその他の関係者に意見照会または事実関係の照会を行うことができる。

(承認の例外)

第5条 教育委員会は、別表2に定める事由等に該当する場合には、第3条の規定にかかわらず、これを不承認とすることができる。

2 前項の規定に該当する場合においても、特段の配慮を要すると教育委員会が認めた場合には関係学校長と十分協議のうえ承認することができるものとする。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、指定校変更の承認を取消すことができる。

偽りその他不正な手段により指定校変更の承認を受けたとき。

指定校変更の承認に付した条件に違反したとき。

(学校長、保護者への通知)

第7条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、指定校変更結果通知書により、速やかに関係学校長および申請者に通知する。

(特例措置)

第8条 教育委員会は、区立学校適正配置実施計画等特別な事業に伴い指定校変更の処理を要する場合には、第2条第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める手続きによりこれを行うことができる。

(補則)

第9条 この事務処理基準に必要な書類の様式については、教育振興部長が別に定める。

付 則

1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。

2 指定校変更・区域外就学の審査に係る事務処理内規(平成4年2月12日教育長決定)は廃止する。

付 則(平成21年10月5日21練教学学第1156号)

この基準は、平成21年10月5日から施行する。

付 則(平成25年8月6日25練教教学第750号)

この基準は、平成25年8月6日から施行する。

別表1(第2、3条関係)承認基準

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
1 教育 指導上 の事由	いじめおよび不登校等、学校生活に起因して、在籍校または指定小中学校に通学することが困難な状況である場合	在籍校の意見書等状況のわかる書類	小学校および中学校の在校生
	中学校入学時において、いじめ等により指定中学校以外の学校への入学を希望する場合		中学校の新(転)入学生
	交友関係の理由により、児童および生徒の個性や性格を考慮する必要があると認められる場合	保育園、幼稚園および小学校の意見書等状況のわかる書類	小学校および中学校の新(転)入学生

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
2 身体的事由	通常の学級へ通学できるが、身体障害や病虚弱であるため、通学距離上、最短距離の学校へ通学させる必要があると認められる場合	障害の程度、病気の程度がわかるもの（身体障害者手帳または診断書等の写）	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	慢性疾患等により、長期間、定期的に通院治療を必要とし、かつ、診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学させる必要があると認められる場合	疾患名、通院先、通院頻度、通院期間がわかるもの	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	過去または現在の疾病により、指定小学校または中学校へ入学、通学することで、疾病が再発する可能性が高い場合または症状の改善が望めない場合	診断書（写）	小学校および中学校の新（転）入学生
3 保護者および家庭生活上の事由	親権者の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等、やむを得ない生活上の事情により、親権者が児童および生徒を監護教育できない状況にあり、このため、就学についても近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	委託された近親者等と保護者の内容を記した双方の文書	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	指定小学校から離れた学童クラブ等に児童を預けなければならないやむを得ない事情があり、当該学童クラブ等のある通学区域の小学校への入学を希望する場合	学童クラブの入会承認通知書（写）または預かり証明書等	小学校の新（転）入学生

4 兄弟 姉妹関 係の事 由	兄弟が現に在学しており、通学や学校と家庭との連絡の観点から、弟妹が同一の学校に同一期間通学させることが適当と認められる場合		小学校および中学校の新（転）入学生
区 分	承認基準	必要書類等	対象者
5 転居 の事由	転居後も、引き続き在籍校への通学を希望し、かつ、通学が可能な距離、時間、手段であると認められる場合		小学校および中学校の在校生
	転居予定日までが、1年未満の場合で、予め転居先の学校に通学させることが望ましいと判断され、かつ通学が可能な距離・時間・手段・期間であると認められる場合	転居可能月日・所在地・居住者等がわかる売買・賃貸・建築請負等の契約書（写）または建築確認書（写）	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
6 地理 的理由	指定小学校よりも、明らかに通学距離・通学時間ともに短い場合		小学校の新（転）入学生
7 保護 者の就 労等の 事由	保護者の就労、疾病、介護等に係る事情により、下校後または登校前に児童を第三者に預けなければならない場合	第三者に預ける場合は内容を記した双方の文書	小学校の新（転）入学生
	保護者が住所地以外に店舗や工場等を営み事実上生活の本拠となっている場合	保護者の就労、疾病、介護等の状況を確認できるもの	小学校および中学校の新（転）入学生
8 部活 動によ る事由	指定校に希望する部活動がない、または廃部となる等、部活動に特別な配慮を要する必要があると認められる場合		中学校の新（転）入学生

9 学校 選択制 度上の 事由	学校選択制度による希望票の提出 期限後、当該年度末までに練馬区に 転入した就学予定者が、指定中学校 以外の学校を希望する場合（ただし 、学校選択制度と同様、本事由によ る申請は1回のみとする）		中学校の新 入学生
10その他	上記以外の事由で、教育委員会が 特に必要と認めた場合	各事由に応じた 書類	

別表2（第5条関係）承認の例外

区 分	承認の例外
1 学級編制上の 事由	新（転）入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数が、 1学級定員を超える場合
	承認により学級数が増減し、学校施設や学校運営に支障 が生じる場合
	新（転）入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数と 転入、転居者見込数の合計数により学級数が増え、学校施 設や学校運営に支障が生じると判断される場合
2 教育指導上の 事由	教育指導上の観点から、希望校での受入れが適切でない と判断される場合
3 通学距離等の 事由	学校の管理運営に支障が生じる場合
	新入学の児童が、隣接学区域外の小学校へ通学を希望す る場合
4 学校選択制度 上の事由	当該年度において、学校選択制度に伴う抽選を実施した 学校を希望する場合
	前年度以前において、学校選択制度に伴う抽選を実施し た学校の当該学年を希望する場合

「学校選択制度」と「指定校変更制度」

区立小・中学校の就学は教育委員会が指定することとされており、居住地ごとに小・中学校の通学区域を定め、通学区域内にある学校を「指定校」としている。

練馬区では、「指定校」以外の学校に就学するしくみとして、「指定校変更制度」(小・中学校)と「学校選択制度」(中学校のみ)の2つの制度を運用している。

「指定校変更制度」は、学校教育法施行令第8条に基づく制度で、特定の理由に基づき、保護者が申請を行い、教育委員会が許可した場合に「指定校」以外の学校に就学することができる。

「学校選択制度」は、区立中学校に入学する新1年生の保護者や児童が自らの意思で学校を選択できることや、学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、平成17年度入学時から導入された制度である。区内全域の学校を選択できるしくみとして運用している。

1 就学のしくみ

	学校選択制度	指定校変更制度
制度の運用	理由を問わずに中学校を選択することが可能。ただし、受け入れ可能人数を超える希望があった場合は抽選により当落を決定する。	「指定校変更の審査に係る事務処理基準」に基づき、個別に審査を行い、変更の可否を判断する。
対象	練馬区在住の6年生で、締切りまでに希望を提出した者	入学時だけでなく、すべての学年で申請可
実施時期	受付：10月 抽選：12月	受付：10月(新小1) 1月(新中1) 結果：2月 在学年の申請は随時受け付ける。
選択できる範囲	練馬区立中学校全校	通学可能な距離・手段で、申請理由を踏まえた学校
根拠	学校教育法施行規則第32条 練馬区立中学校選択制度実施要領	学校教育法施行令第8条

（就学すべき学校の指定）

第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校(法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

（就学すべき学校の変更）

第 8 条 市町村の教育委員会は、第五条第二項(第六条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第 9 条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員

会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。))又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)抜粋

第32条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項(同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校(次項において「就学校」という。)を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

- 2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第33条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

通学区域制度の弾力的運用について（通知）

文初小第 78 号
平成 9 年 1 月 27 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長
辻村 哲夫

市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が 2 校以上ある場合、学校教育法施行令の規定により就学予定者等の就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。その際、市町村教育委員会は、通常あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。

この通学区域制度の運用に当たって配慮すべき事項については、既に別添 1 の昭和 62 年 5 月 8 日付け文初高第 190 号「臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」について」をもって通知したところでありますが、このたび、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第 2 次）」（平成 8 年 12 月 16 日）において、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性、学校選択の弾力化に向けた取組などについて別添 2 のような提言がなされました。

については、今後、特に下記事項について、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるよう、貴管下の市町村教育委員会に対し周知徹底をお願いします。

なお、おって通学区域制度の弾力的運用に関する事例等を収集し、それらの情報の提供を行うこととしておりますことを申し添えます。

記

1. 通学区域制度の運用に当たっては、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第 2 次）」の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。

2. 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること。

3. 通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など様々な機会を通じて、広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるよう、各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ること。

別添 1

臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」について（通知）（抄）

昭和 62 年 5 月 8 日
文初高第 190 号

（6）通学区域

現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度であるが、今次答申において、現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすために、当面、具体的には調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申し立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫することが提言されていることにかんがみ（第 2 章第 6 節）この際、各市町村教育委員会においては、就学すべき学校の指定に係る市町村教育委員会の権限と責任に基づき、地域の実情に即してこの制度の運用について検討する必要があること。

「規制緩和の推進に関する意見（第 2 次）」 - 創意で造る新たな日本 - （抄）

平成 8 年 12 月 16 日
行政改革委員会

【分野別各論】

11 教育

（1）学校選択の弾力化

公立の小学校・中学校については、子供の就学すべき学校は市町村の教育委員会が指定することになっており、子供は、原則として、指定された学校に就学しなければならない。この就学校の指定に当たっては、概ねどこの市町村においても通学区域が設定されており、この通学区域に基づいて、学校指定が行われている。指定された学校を変更できるのは、保護者が市町村教育委員会に申立てを行い、同教育委員会が相当と認めた場合に限り、基本的に、保護者等に子供を通わせたいと思う学校を選択する機会は制度的にも実態的にも保障されていない。

子供が自己を確立しながら多様な価値を認め合い、それぞれのびのびと学習するためには、特色ある学校づくりを進めていかねばならない。各学校は、個性ある教育課程の編成に取り組むことなどに加え、教育を受ける側が何を求め、何を評価するかを重視していく必要がある。指定された学校以外の選択は困難という硬直した状況から、自らの意思で多様な価値の中から選択できる状況になるということは、選ぶ側の意識を柔軟にするとともに責任感を生じさせ、ひいては、逃げ場がないために生じている不登校の問題の解決にも寄与していくと考えられる。

学校選択の弾力化については、受験競争の激化・低年齢化、学校の序列化や学校間格差の発生、学校と地域社会との結び付きの弱まり、通学できる学校が一枚しかないなど実態として選択ができない地域における不平等などの問題点が指摘される。

受験競争の激化等に対する懸念については、学校が、受験し進学するための学力という単一の価値でない多様な教育内容を提供し、保護者に選択する機会が与えられることにより、その意識の変化が促されるものでもある。

学校の序列化・学校間格差の発生に対する懸念は、受験競争の激化と同様、我々国民が学校の在り方を学力という単一の価値で判断するかどうかにかかっている。各学校の教育

内容が多様化し、それぞれの内容に価値を認めていければ、単一の価値を前提にした序列化の懸念は払拭されるとともに、学校間に多様性が存在することが「格差」であるならば、今後はこのような「格差」を義務教育制度の中でも積極的に肯定していく必要がある。

学校と地域との結びつきの弱まりに対する懸念については、地域の教育力は、その地域の学校に通っている子供のみならず広く地域全体の子供に対して発揮されるべきものである。

地域における不平等に対する懸念については、学校選択の弾力化の目的は、選択そのものにあるのではなく、選択等の手段を通じながら、それぞれの子供に対してその子供に合った自主的精神・個性を伸長する魅力的な教育が受けられる状態を実現していくことにある。地域の実情を前提としながら、それぞれの地域で可能な方法をとることにより、全体に学校の水準を少しでも向上させ、子供にとって望ましい教育を実施していくことが必要である。

現行法令で定められた学校指定制度においては、市町村教育委員会は子供の就学すべき学校を指定するよう定められてはいるが、通学区域に関する規定はなく、また、指定に当たっての保護者の意向の確認や保護者の選択についての制限は行われていない。したがって、学校指定に当たって、保護者の意向に十分配慮し、保護者の選択を働かせることは、市町村教育委員会の前向きかつ積極的な取り組みにより可能である。

学校選択の弾力化に関する議論は、昭和 62 年の臨時教育審議会の答申においても「就学すべき学校について、事実上単なる機械的、硬直的な指定となり、選択の機会に対する配慮に欠ける状況が見られる。このことが学校教育の画一性、硬直性、閉鎖性と子供の自主的精神・個性の伸長を妨げていることなどの一因となっていると考えられる」とされた上で、「学校選択の機会を漸進的に拡大していくため、当面、具体的には、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すべきである」、また、「通学区域制度の見直しと学校選択の機会の拡大については、国や教育委員会の全国的組織等が一定の方式を定め、全国一律に採用するというような画一主義を排し、あくまで市町村教育委員会がそれぞれの地域の歴史や実情、住民の意思を最大限に尊重しつつ、自主的判断と主体的責任に基づき進めるよう十分に配慮する」とされている。この答申を踏まえ、教育委員会に対して「臨時教育審議会『教育改革に関する第 3 次答申』について」(昭和 62 年 5 月 8 日付け文部省初等中等教育局長、教育助成局長、社会教育局長、体育局長連名通知)が出されているが、同答申後、選択の弾力化という視点からの調整区域の設定の拡大はほとんど見られないとともに、学校変更等の取扱いについても、弾力的な運用が行われている例は多くない。上述のように、どの程度保護者の意向を重視し選択を働かせるかは市町村教育委員会の意向、試みにかかっており、市町村教育委員会の取組は十分とは言えない。

他方、ごく一部の市町村教育委員会において、過疎問題への対応等の観点からではあれ、特定の学校においてそれぞれの特色を持たせる努力が行われているとともに、それらの学

校について、広域の範囲から保護者の選択により子供を通学させるという試みが行われている。また、いじめ等に対応するための学校変更や区域外就学についても、市町村教育委員会によっては、弾力的な運用が行われている。また、調整区域の設定の拡大についても、その趣旨が選択機会の拡大にまで至らない場合であっても、一定の範囲で、保護者の意向の吸収やそれに対する行政側の対応の仕組みについての経験、知識が積み上げられてきていると考えられる。

したがって、政府は、臨時教育審議会の答申後の前述の通知について、市町村教育委員会の取組等をフォローアップする必要があるとともに、市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を発揮し、学校選択の弾力化に向けて多様な工夫を行うよう、指導すべきである。また、市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化の取組事例、調整区域の設定の拡大の取組事例等を継続的に収集し、他の市町村教育委員会に対してそれらの情報の提供を行うべきである。また、保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から市町村教育委員会がこれを十分活用できるよう、現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである「相当の理由」について選択機会の拡大の視点に沿って弾力的に取り扱えることを周知すべきである。

学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化について

1 就学校の指定の流れ

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条）

この際、多くの市町村教育委員会は、就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っている。

また、市町村教育委員会の判断により、この指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできることとなっている（いわゆる学校選択制）（同施行規則32条第1項）

指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第8条）

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなる。（学校教育法施行規則第32条第2項）

さらに、住所を有する市町村以外の市町村の学校に就学させることも、両市町村間の協議を経て、受入れ校を設置する市町村教育委員会が承認した場合には可能である。（学校教育法施行令第9条）

2 学校選択制等に関するこれまでの主な提言等

平成8年12月に行政改革委員会から出された「規制緩和の推進に関する意見(第2次) - 創意で造る新たな日本 - 」において、学校選択の弾力化について、

市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、弾力化に向けて多様な工夫を行うよう指導すること、

市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化、調整区域の設定の拡大等の取組事例を継続的に収集し、情報の提供を行うこと、

保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から、現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである「相当の理由」について、弾力的に取り扱えることを周知すべきであること

について提言がなされた。

また、平成12年12月の「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 - 」においても、「通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。」と提言されており、この提言を踏まえて文部科学省が策定した「21世紀教育新生プラン」においても、各教育委員会における取組の促進を掲げている。

さらに、平成13年12月に総合規制改革会議から出された「規制改革の推進に関する第1次答申」においては、保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する

観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることや、導入した市町村にあっては、その手続きを明確にするとともに、就学校の変更要件や手続等について明確にすべきとの提言がなされている。

その後、平成 17 年 6 月に出された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」では、「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。」との閣議決定がなされている。

3 これまでの文部科学省の取組

文部省（当時）では、平成 8 年 12 月の行政改革委員会からの提言を踏まえ、平成 9 年 1 月に「通学区域制度の弾力的運用について」を都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に通知し、教育上の影響等に留意しつつ、その弾力的運用を促している。通知のポイントは、

- 地域の实情に即し保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと
- 就学校の変更や区域外就学を認める理由として、従来の理由に加え、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立てにより、認めることができること
- 通学区域制度の仕組みについて、広く周知すること及び就学相談の体制の充実を図ること

の 3 点である。

また、同年 9 月には、「通学区域制度の運用に関する事例集」を作成・配付することにより、市町村教育委員会が弾力的運用を検討する際の参考となるよう情報提供を行った。その後、この事例集については、平成 12 年 7 月に第 2 集を、平成 14 年 3 月には第 3 集を作成し、当時の先進的な取組の周知を図ってきた。

さらに、平成 15 年 3 月 31 日に学校教育法施行規則の一部改正を行い、1 市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確化し、その場合、意見の聴取の手続きに関し必要な事項を市町村教育委員会が定め、公表するものとし、また、2 市町村教育委員会が指定した就学校に対する保護者の申立に基づき、市町村教育委員会が就学校指定校を変更する際の要件及び手続に関し、必要な事項を定め、公表するものとしたところである。

学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化に関する文部科学省のこれまでの取組

平成 9 年度	通学区域の弾力的運用について通知（平成 9 年度）通学区域制度の運用に当たっては、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うよう通知。
平成 9 年度 平成 12 年度 （第 2 集） 平成 14 年度 （第 3 集）	通学区域制度の運用に関する事例集を作成し、市町村教育委員会等に配付

平成 14 年度	<p>学校教育法施行規則の一部を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学校の指定の際、あらかじめ保護者の意見を聴取できること、その際の手続等を公表することを規定。 ・ 就学校の変更の際、その要件及び手続を明確化し公表するものとするを規定。
----------	---

4 現在の取組

平成 17 年 12 月 21 日に、規制改革・民間開放推進会議が「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」をとりまとめ、同月 22 日には、この答申のうち「具体的施策」について尊重する旨の閣議決定が行われている。具体的には、

(1) 学校選択制について、

好事例を集めた事例集を市町村教育委員会に配付する。

これにあわせて、市町村教育委員会に対して学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うよう求める。

(2) 保護者が就学する学校の変更申立ができる現行制度について

就学を指定する通知に変更の申立ができる旨を示すよう省令(学校教育法施行規則)で規定する。

就学する学校の指定の変更が相当と認められる具体的な場合を、予め明確にして公表するよう、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等、国としても例示しつつ、市町村教育委員会に求める。

とされているところである。

これを受け、文部科学省では、本事例集を配付し、これにあわせて市町村教育委員会に対して学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うよう求めることとしたところである。

また、学校教育法施行規則を本年 3 月に改正し、市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとした(p87 参照)。さらに、当該省令の改正に係る施行通知において、上記閣議決定の趣旨に沿って、就学校の指定の変更が相当と認められる具体的な場合を予め明確にして公表するよう、市町村教育委員会に対して求めたところである。

5 学校選択制等に関する市町村の取組について

就学校指定に係る制度の運用については、地域の実情や保護者の意向等に即して、市町村の判断と責任において適切に行われるべきものである。

多数の市町村で導入されているいわゆる学校選択制については、保護者が学校により深い関心を持つこと、保護者の意向、選択、評価を通じて特色ある学校づくりを推進できることなどのメリットが指摘されている反面、学校の序列化や学校間格差が発生するおそれがあること、学校と地域とのつながりが希薄になるおそれがあることなどのデメリットも指摘されている。

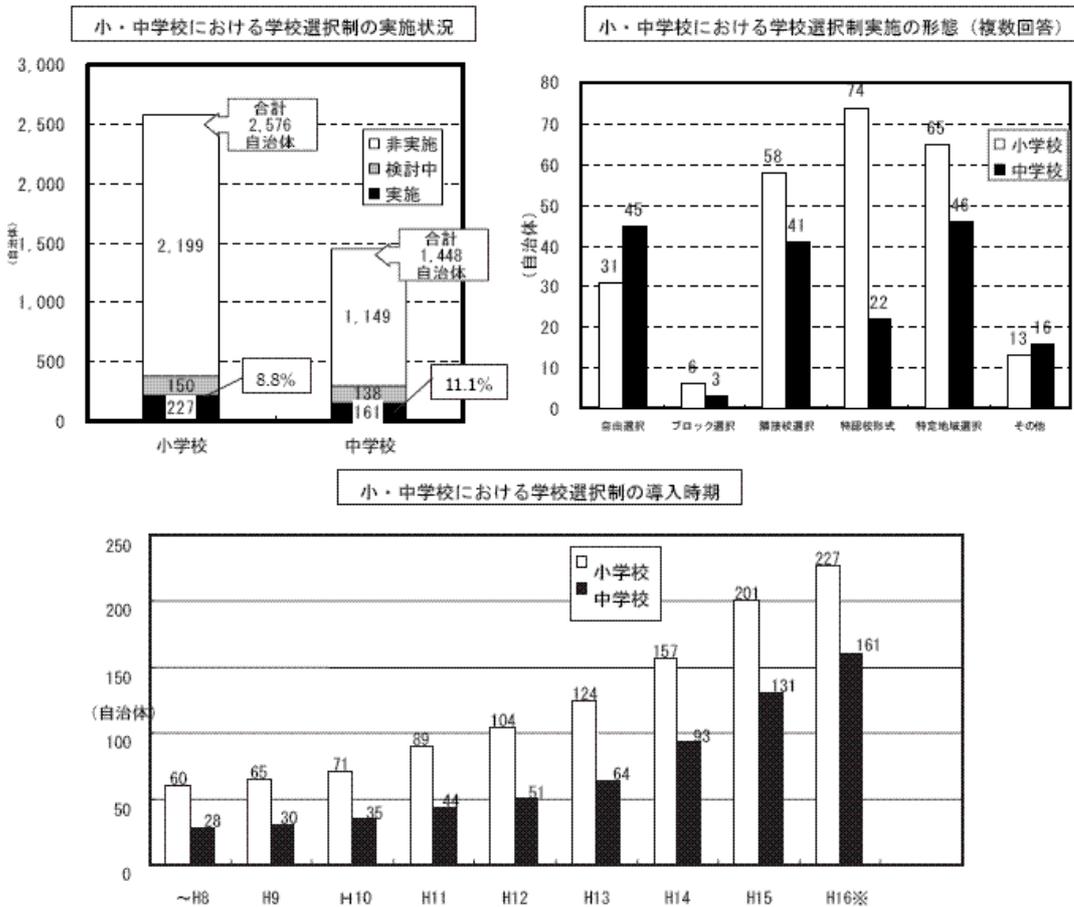
このため、いわゆる学校選択制の導入については、地域の実情に応じたメリット、デメリットを十分検討の上、保護者の意向等に即して各教育委員会において適切に判断することが重要である。

なお、最近の市町村の実施状況については、以下の調査結果を参照されたい。

【参考】

公立小学校・中学校における学校選択制の実施状況について調査結果

(平成 16 年 11 月 1 日現在)



導入時期が不明なものは、便宜上平成 16 年度分に計上している。

調査当時、同一市町村内において小学校(中学校)が2校以上ある市町村が対象

文部科学省調査〔平成 17 年 3 月発表〕